西脇市制20周年記念事業連携パートナー登録等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、西脇市が市制20周年の節目を迎えるに当たり実施する西脇市制20周年記念事業（以下「記念事業」という。）を効果的に推進するため、西脇市制20周年記念事業連携パートナー（以下「連携パートナー」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第２条　連携パートナーとして登録することができる者は、次に掲げるいずれかの活動を行う事業者その他の団体とする。

⑴　連携パートナーが主体的に実施する西脇市制20周年に関するイベントの開催

⑵　記念事業への協賛又は協力

⑶　記念事業に関する広報等の情報発信への協力

⑷　その他記念事業に関し市長が適当と認める活動

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、連携パートナーの登録の対象としない。

⑴　国及び地方公共団体

⑵　法令若しくは公序良俗に反する活動又はそのおそれのある活動を行う者

⑶　特定の宗教又は政治的な活動を目的とする者

⑷　西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者

⑸　市の行政運営に支障を及ぼす活動又はそのおそれのある活動を行う者

（登録等の申請）

第３条　連携パートナーとして登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、西脇市制20周年記念事業連携パートナー登録等申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。次条の規定により承認を受けた事項を変更し、又は中止するときも、また同様とする。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する申請書のほか関係書類の提出を求めることができる。

（登録等の決定）

第４条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録等の可否を決定し、西脇市制20周年記念事業

連携パートナー登録等承認・不承認通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第５条　市長は、次のいずれかに該当する場合は、連携パートナーの登録を取り消すものとする。

⑴　連携パートナーが廃業し、又は活動を休止したとき。

⑵　連携パートナーから登録の取消しの申出があったとき。

⑶　連携パートナーが第２条第２項各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑷　偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

⑸　その他連携パートナーとして適当でないと市長が認めるとき。

２　前項の規定による措置によって連携パートナーであった者に損害が発生した場合であっても、市はその責めを負わない。

（登録期間）

第６条　連携パートナーの登録期間は、登録を受けた日から令和８年３月31日までとする。

（特典）

第７条　連携パートナーは、記念事業の名義、テーマ及びロゴマークを使用することができる。

２　市長は、市の広報紙、ホームページ等の広報媒体において、連携パートナー及び連携パートナーが行う活動を紹介するものとする。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（失効期限）

２　この告示は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

様式第１号（第３条関係）

西脇市制20周年記念事業連携パートナー登録等申請書

年　　月　　日

西脇市長　　様

申請者　所在地
名　称
代表者
連絡先

西脇市制20周年記念事業連携パートナー登録等に関する規程第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。また、連携パートナーとして登録（変更）の承認を受けた際には、市において申請者の名称及び申請者が行う活動を公表することについて同意します。

記

申請区分	□ 登録　□ 変更　□ 中止
活動区分 ※登録又は変更の場合	□ 主体的に実施する西脇市制20周年に関するイベントの開催 □ 西脇市制20周年記念事業への協賛又は協力 □ 西脇市制20周年記念事業に関する広報等の情報発信への協力 □ その他西脇市制20周年記念事業に関する活動
活動内容 ※登録又は変更の場合 （具体的に記入）	
データの提供希望 ※登録又は変更の場合	□ 要（ □ ﾃｰﾏ　□ ﾛｺﾞﾏｰｸ ）　□ 不要
変更・中止の理由 ※変更又は中止の場合 （具体的に記入）	
備　　考	

様式第２号（第４条関係）

西脇市制20周年記念事業連携パートナー登録等承認・不承認通知書

年　　月　　日

様

西脇市長　　㊞

年　　月　　日に申請のありました西脇市制20周年記念事業連携パートナーの登録等について、下記のとおり決定しましたので、西脇市制20周年記念事業連携パートナー登録等に関する規程第４条の規定に基づき通知します。

記

申請内容	登録　・　変更　・　中止
決定内容	承認　・　不承認
不承認の理由	
提供するデータ	□ テーマ　□ ロゴマーク
備　　考	
注意事項	１　データ提供したテーマ及びロゴマークの変更又は加工をしないでください。 ２　承認を受けた活動内容を変更する場合は、改めて申請書を提出してください。